

## 重要なお知らせ

# 京都府が発注する建設工事における 経営事項審査の取扱いについて

令和2年6月  
京都府建設交通部

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布、同日から施行され、経営事項審査の受審の特例（以下「特例」という）が認められたところです。

つきましては、京都府が発注する建設工事における経営事項審査の取扱いについて、下記のとおりとしますのでお知らせします。

### 記

#### 1 経営事項審査の取扱いについて

令和3年1月31日までの間に京都府が発注する建設工事においては、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りるものとします。

なお、特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、余裕を持って経営事項審査を受審するようにしてください。

#### 2 その他

書類などでの確認はしませんが、疑義が生じた場合には、資料提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。